

# ○淑徳大学大学院学則

平成元年4月1日

施行

## 目次

### 第1章 総則

- 第1節 目的（第1条—第1条の3）
- 第2節 組織（第2条—第2条の3）
- 第3節 教員組織及び運営組織（第3条—第5条）
- 第4節 学年、学期及び休業日（第6条）

### 第2章 大学院規則

- 第1節 標準修業年限及び在学年限（第7条・第7条の2）
- 第2節 入学（第8条—第13条）
- 第3節 教育課程及び履修方法等（第14条—第17条の2）
- 第4節 試験（第18条—第20条）
- 第5節 休学及び退学（第21条—第24条）
- 第6節 課程修了の認定及び学位の授与（第25条—第26条の2）
- 第7節 学費（第27条—第30条）
- 第8節 賞罰（第31条・第32条）
- 第9節 学生厚生（第33条）
- 第10節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生（第34条—第37条）
- 第11節 補則（第38条）

## 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

(目的)

第1条 淑徳大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学建学の理念にのっとり、深奥なる学術の理論及び応用を研究教授し、また研究能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

- 2 本大学院は教育研究上の目的及び人材養成に係る目的について研究科ごとに定める。
- 3 本大学院における教育の基本方針は、次のとおりとする。
  - (1) 人類福祉の増進と、理想的な人間社会の実現に資する人材を育成する
  - (2) 高度な学術研究と教育を通して、深い人間的な自覚の上に立ち、広い教養と専門的知識、技能を身に付けた、志を同じくする後継者を育成する  
(自己点検、評価等)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表

- し、外部者による検証を受けるとともに、これを有効に活用するものとする。
- 2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
  - 3 本大学院は、学術研究の信頼性と公正性を確保し、学術研究が科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行されるよう努めるものとする。
  - 4 第1項の点検、評価等の実施及び前項の研究倫理の推進に関し必要な事項は、別に定める。  
(情報の積極的な提供)

第1条の3 教育研究活動等の状況に関する情報は、これを積極的に外部に提供するものとする。

## 第2節 組織

### (研究科、専攻及び課程)

第2条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
総合福祉研究科	社会福祉学専攻	博士課程（前期課程・後期課程）
	心理学専攻	修士課程
看護学研究科	看護学専攻	修士課程

- 2 博士課程（前期課程）は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
- 3 博士課程（後期課程）は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 4 本大学院は、その授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。
- 5 前項の教育力の向上に関する事項の実施については、別に定める。

### (収容定員)

第2条の2 前条の研究科の入学定員及び収容定員は、次に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程			
		博士課程（前期課程）及び修士課程		博士課程（後期課程）	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
総合福祉研究科	社会福祉学専攻	5	10	3	9
	心理学専攻	15	30	—	—
看護学研究科	看護学専攻	5	10	—	—

### (附属施設)

第2条の3 本大学院に附属の研究所、センターその他必要な教育研究施設を置くことができる。

- 2 附属施設に関する事項は、別に定める。

## 第3節 教員組織及び運営組織

### (教員組織)

第3条 本大学院における授業及び研究指導は、基礎となる学部専任教員がこれを担当する。ただし、特別の事情があるときは、基礎となる学部専任教員以外の大学専任教員又はこれに準ずる者をもってこれに充てることができる。

- 2 研究科に研究科長を置く。研究科長の任命については、本学が別に定める淑徳大学大学院研究科長選任規程の定めるところによる。
- 3 各専攻に専攻主任を置く。専攻主任は、当該専攻に属する専任教員の中から学長が選任し、理事長が任命する。
- 4 研究科長及び専攻主任の任期は、それぞれ1期2年とする。ただし、1期に限り再任することができる。

(研究科委員会)

第4条 本大学院の研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、大学院担当の専任教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 学長が定める教育研究に関する重要な事項
- 4 研究会委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる又は統括する教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第5条 大学院の事務を処理するため、大学院事務室を設け、若干名の事務職員を置く。

#### 第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年、学期及び休業日については、淑徳大学学則第1章第5節を準用する。

### 第2章 大学院規則

#### 第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第7条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取り扱う。
- 3 この学則において、前項の前期2年の課程を「修士課程」といい、後期3年の課程を「博士後期課程」という。
- 4 前3項の規定にかかわらず、専攻ごとに、博士前期課程に3年制長期コースを設置することができる。3年制長期コースについては、別に定めるところによる。

(在学年限)

第7条の2 本大学院の在学年限は、休学期間を除き、修士課程においては4年、博士後期課程においては6年の期間を、それぞれ超えることができない。

- 2 学生が、前項に規定する在学年限を超えることとなるときは、学生の身分を失う。

#### 第2節 入学

(入学の時期)

第8条 本大学院の入学の時期は、学年始めとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、後学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第9条 博士前期課程、修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を有する者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他本大学院において学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (6) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位を有する者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第10条 入学志願者は、入学志願票に所定の入学検定料（別表(2)一1）及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、一旦納付した入学検定料は、いかなる事情があっても返還しない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、選考を行う。

2 選考の合否の判定は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条第2項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の納付金（別表(3)）等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対しては、入学を許可する。

(保証人)

第13条 入学手続に当たっては、当該学生の在学中における一切の債務を、修士課程においては極度額2年間の学費、博士後期課程においては極度額3年間の学費（大学院学則第27条）の範囲内で保証し、その責任を負うことのできる独立生計者2名を保証人として選定し、届け出なければならない。

2 保証人2名のうち、1名を正保証人とし、他の1名を副保証人とする。正保証人は、父母又はこれに

準ずる者としなければならない。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

#### (授業科目及び単位)

第14条 本大学院に開設する授業科目及び単位は、別表(1)—1・A、別表(1)—1・B、別表(1)—1・C、別表(1)—2・Aまでのとおりとする。

#### (単位計算方法)

第15条 授業科目の単位計算方法は、淑徳大学学則第56条を準用する。

#### (履修方法)

第16条 本大学院においては、指導教員の指示に従い、第14条に定める授業科目について、履修届により履修登録を行い、所定の単位数以上を修得しなければならない。

#### (単位互換)

第16条の2 学生が他の大学の大学院において、専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した科目及び単位数については、10単位を超えない範囲で、本学大学院における相当する科目及び単位数を修得したものとみなし、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。
- 3 第1項に定める特別聴講の許可及び前項に定める単位認定等の申請手続については、当該大学と本学との協定に定めるもののほか研究科委員会の定めるところによる。

#### (他専攻科目の履修)

第16条の3 本大学においては、第14条に定める他の研究科を含めた他専攻の授業科目について、履修することができる。

#### (昼夜開講等)

第16条の4 学長が、教育上特別の必要があると認めた場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を開講し、又は研究指導等を行うことができる。

### 第17条 削除

#### (その他)

第17条の2 この節に定めるもののほか、資格取得に関わる授業科目の種類、単位及び履修方法等については、別に定める。

### 第4節 試験

#### (試験)

第18条 履修した授業科目に対しては、筆記、論文、口述その他によって試験を行う。

- 2 試験は、学期末又は学年末に行う。
- 3 病気その他やむを得ない事情により試験を受けることのできない者には、追試験を行うことがある。

#### (単位の授与・既修得単位の認定)

第19条 授業科目を履修した者には、試験の上、所定の単位を与える。

- 2 本大学院入学以前に大学院において修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目及び単位数を修得したものとみなし、博士前期課程又は修士課

程の修了に必要な単位数に算入することができる。

(成績)

第20条 授業科目、学位論文等の成績は、点数をもってこれを表し、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとする。

- (1) 授業科目 S・A・B・Cを合格とする。
- (2) 学位論文及び特定課題研究レポート S・A・B・Cを合格とする。
- (3) 最終試験 合格・不合格とする。

第5節 休学及び退学

(休学)

第21条 疾病その他特別の事情により、相当期間就学することができない者で、その事由を具して学長に願い出た者に対しては、研究科委員会の議を経て、学長は休学を許可することがある。

- 2 疾病その他の事由により就学することが不適当と認められる者に対しては、研究科委員会の議を経て、学長は休学を命ずることがある。
- 3 休学は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第7条の標準修業年限には算入しない。

(復学)

第22条 休学期間の満了した者及び休学期間中の者で、その事由が消滅した者は、願い出て復学することができる。

- 2 復学の許可は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(願い出による退学)

第23条 退学を希望する者は、事由を具して学長に願い出、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(在学期間満了による退学)

第23条の2 第7条の2の在学年限を超えた者は、退学とする。

(再入学)

第23条の3 願い出による退学をした者で再入学を希望する者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 再入学の取扱いは、休学に準じて行うことができる。
- 3 再入学者の在学期間は、退学前の在学期間と合わせて、修士課程においては4年の期間を、博士後期課程においては6年の期間を、それぞれ超えることができない。
- 4 再入学の場合の入学検定料及び入学金は、これを徴収しない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科委員会の議を経て、学長はこれを除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 長期間にわたり行方不明の者
- (3) 当該年度の入学手続を完了した後、入学意思を喪失した者

第6節 課程修了の認定及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第25条 本大学院博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、第14条の規定に基づく授業科目について各専攻が定める所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修士課程修了を認定するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第25条の2 本大学院に5年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第14条の規定に基づく授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が博士課程修了を認定するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第26条 学長は、第25条又は前条の規定に基づき、修士課程又は博士後期課程の課程修了を認定した者に対しては、その課程に応じて、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

2 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合福祉研究科	社会福祉学専攻	博士前期課程	修士（社会福祉学）
	心理学専攻	修士課程	修士（心理学）
	社会福祉学専攻	博士後期課程	博士（社会福祉学）
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士（看護学）

(論文提出による学位の授与)

第26条の2 第25条の2の規定にかかわらず、大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術について、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者には、前条による所定の学位を授与する。

第7節 学費

(学費)

第27条 学費は、別表(3)のとおりとする。

(納付)

第28条 学費の納入方法及び納入期日については、別に定める。

(納付した学費)

第29条 一旦納付した学費は、原則として返還しない。ただし、特別の事情があると認められる場合の学費については、別に定める。

2 入学辞退者の授業料等の取扱いについては、別に定める。

(奨学金及び学費減免)

第30条 学費納付の困難な学生には、成績その他の実情を考慮して、奨学金を貸与し、若しくは給付し、又は学費の納付を減免することがある。

2 学費減免については、別に定める。

#### 第8節 賞罰

(表彰)

第31条 学生として表彰に値する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第32条 本学の規則に違反し、学生としての本分にもとる者に対しては、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は、戒告、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

#### 第9節 学生厚生

(厚生施設等の利用)

第33条 本大学院学生は、大学が設置する厚生施設等を利用することができる。

#### 第10節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第34条 本大学院学生以外の者が、本大学院において特定の研究課題について研究指導を希望するときは、別に定める規程により本大学院の教育研究に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の選考料は、別表(2)—2のとおりとする。

3 その他研究生に関する事項は、この学則によるほか淑徳大学大学院研究生規程の定めるところによる。

第34条の2 研究生として入学を許可された者が、入学して研究指導を受けるには、所定の在籍料を納入しなければならない。

2 在籍料は、別表(5)のとおりとする。

(聴講生)

第35条 本大学院学生以外の者が、本大学院において、特定の授業科目の聴講を希望するときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の選考料、聴講料等の諸費については、淑徳大学学則第49条を準用する。

(科目等履修生)

第35条の2 本大学院学生以外の者が、本大学院において、1又は複数の科目の履修を希望するときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の入学検定料、学費等については、別表(4)のとおりとする。

3 科目等履修生については、淑徳大学大学院科目等履修生規程の定めるところによる。

4 (削除)

(特別聴講学生)

第35条の3 国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。

3 特別聴講学生の学費については、別に定める。

4 特別聴講学生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(委託生)

第36条 公共機関その他から委託生として入学の申出があったときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、選考の上研究科委員会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生の選考料、聴講料等の諸費については、淑徳大学学則第52条を準用する。

(外国人留学生)

第37条 第9条に該当する外国人で、本大学院に入学を希望するものがあるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の学費については、別表(3)に定めるところによる。

3 外国人留学生については、別段の定めがない限り、この学則を適用する。

## 第11節 補則

(淑徳大学学則の準用)

第38条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、淑徳大学学則を準用することとし、更に必要な事項は、研究科委員会において定めるものとする。

### 附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則の改正は、平成3年10月1日から施行する。

### 附 則

この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。ただし、本則第2条、第2条の2、第26条の規定にかかるわらず、社会福祉学研究科は、平成10年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年度に在籍する学生の施設維持費については、従前の規程にかかるわらず、平成15年度入学生と同額とする。

#### 附 則

この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、社会学研究科は、本則第2条、第2条の2、第16条の3、第17条、第26条の規定にかかるわらず、平成17年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、本則第2条、第2条の2、第26条の規定にかかるわらず、総合福祉研究科社会学専攻は、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。また、総合福祉研究科社会福祉学専攻の収容定員については、次のとおりとする。

区分	博士前期課程		博士後期課程		
	20年度	21年度	20年度	21年度	22年度
社会福祉学 専攻	25	30	11	13	15

#### 附 則

この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、本則第2条、第2条の2、第14条、第26条の規定にかかわらず、国際経営・文化研究科は、平成26年3月31日に当該研究科に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、収容定員については、次のとおりとする。

また、第17条に規定の教育職員免許状の授与課程については、平成25年度以前入学生に適用し在籍者の課程修了又は退学をもってこれを廃止する。

区分	修士課程
	26年度
国際経営専攻	8
国際文化専攻	8

#### 附 則

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本則第13条については、令和3年度入学予定者から適用する。また、総合福祉研究科社会福祉学専攻の収容定員については、次のとおりとする。

区分	博士前期課程		博士後期課程		
	3年度	4年度	3年度	4年度	5年度
社会福祉学専攻	20	10	13	11	9

#### 附 則

この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学生については、本則第14条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

#### 附 則

この学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学生については、本則第14条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

別表(1)―1・A (第14条)

授業科目名		単位	授業を行う年次	必修選択の別	備考
共 通 科 目	社会福祉学特論	2	1	必修	
	社会福祉研究方法特論Ⅰ	2	1	必修	
	社会福祉研究倫理特論	2	1	必修	
	社会福祉研究英語特論	2	1・2	選択	
専 修 科 目	福祉医療政策特論	2	1・2	選択	
	福祉経営学特論	2	1・2	選択	
	ソーシャルワーク特論	2	1・2	選択	
	スーパービジョン特論	2	2	選択	
	保育学特論	2	1・2	選択	
	臨床発達心理学特論	2	1・2	選択	
	発達臨床の理論と実践特論	2	2	選択	
	仏教社会福祉特論	2	2	選択	
	国際社会福祉特論	2	2	選択	
	障害児・者福祉特論	2	1・2	選択	
	社会福祉研究方法特論Ⅱ	2	1・2	選択	
	法律学特論	2	1・2	選択	
	地域共生福祉特論	2	2	選択	
	子ども家庭福祉特論	2	1・2	選択	
	低所得者福祉特論	2	2	選択	
保健医療福祉特論  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)	高齢者福祉特論	2	2	選択	
	保健医療福祉特論  (削除)	2	2	選択	
	(削除)				
実 践	福祉・医療臨床実践学	2	2	選択	
	子育て・保育相談支援実践学	2	1・2	選択	

科 目	ソーシャルワーク実践学 療育実践実習 I 療育実践実習 II 療育実践実習 III 療育実践実習 IV (削除) (削除) (削除)	2 2 2 2 2	2 1 1 2 2	選択 選択 選択 選択 選択	
研究 科 目	社会福祉特別研究指導	8	1—2	必修	

1. 履修方法及び修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要となる単位として、共通科目の必修6単位と、研究指導8単位を含む32単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による修了試験に合格することによって、「修士（社会福祉学）」を授与する。

2. 他の研究科を含め、他の専攻の博士前期（修士）課程に配置されている科目については、8単位まで課程修了の単位数として算入することができる。

※令和4年度以前入学生が、令和5年度入学生適用の新設科目の受講を希望する場合は、聴講（単位認定はない）となる。

別表(1)—1・B (第14条)

心理学専攻 修士課程 授業科目

	授業科目名	単位	授業を行う年次	必修選択の別	備考
基 礎 科 目	臨床心理学特論 I 臨床心理学特論 II (削除) 臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践) 臨床心理面接特論 II 臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践) 臨床心理査定演習 II	2 2 2 2 2 2	1 1 1 2 1・2 1・2	選択 選択 選択 選択 選択 選択	4単位以上選択 必修
研 究 方 法 科 目	心理学統計法 心理学研究法特論 I 心理学研究法特論 II (削除)	2 2 2	1・2 1・2 1・2	選択 選択 選択	4単位以上選択 必修



研究指導演習科目	心理学研究指導演習	8	1—2	必修	8単位必修	
----------	-----------	---	-----	----	-------	--

- 1 課程を修了するには、指導教員の担当授業科目を心理学研究指導演習を含めて、実習科目を除き8単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。
- 2 授業科目区分毎に、基礎科目から4単位以上、研究方法科目から4単位以上、展開科目から8単位以上、研究指導演習科目8単位を修得しなければならない。
- 3 他の研究科を含め、他の専攻の博士前期（修士）課程に配置されている科目については、10単位まで課程修了の単位数として算入することができる。
- ※令和4年度以前入学生が、令和5年度入学生適用の新設科目の受講を希望する場合は、聴講（単位認定はない）となる。

別表(1)—1・C (第14条)

看護学専攻 修士課程 授業科目

授業科目名		単位	授業を行う年次	必修選択の別	備考
基礎科目	保健医療福祉学特論	2	1	必修	
	看護学研究特論	4	1	必修	
	看護倫理学特論	2	1	必修	
	看護政策学特論	2	1・2	選択	
	看護教育学特論	2	1・2	選択	
	ターミナルケア（看取りをめぐる諸問題）	2	1・2	選択	
	臨床ケア論	2	1・2	選択	
	病理病態学特論	2	1・2	選択	
専門科目	看護展望科目	基礎看護学特論	2	1	選択
	小児看護学特論	基礎看護学演習	2	1	選択
	母性看護学特論	小児看護学演習	2	1	選択
	成人看護学特論	母性看護学特論	2	1	選択
	緩和ケア特論	母性看護学演習	2	1	選択
	老年看護学特論	成人看護学特論	2	1	選択
		緩和ケア特論	2	1	選択
		成人看護学演習	2	1	選択
		老年看護学特論	2	1	選択

	老年看護学演習	2	1	選択	
看護管理科目	看護管理学特論	2	1	選択	
	看護管理学演習	2	1	選択	
地域連携・協働科目	精神看護学特論	2	1	選択	
	地域看護学特論	2	1	選択	
	地域・精神看護学演習	2	1	選択	
	公衆衛生看護学特論	2	1	選択	
	公衆衛生看護学演習	2	1	選択	
研究指導科目	看護学特別研究	8	1—2	必修	

1 課程を修了するには、基礎科目「保健医療福祉学特論」「看護学研究特論」「看護倫理学特論」8単位を必修とし、その他を体系的に履修する。修了時に「看護学特別研究」8単位を含む、30単位以上を修得し、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による試験に合格すること。

2 総合福祉研究科社会福祉学専攻博士前期課程及び心理学専攻修士課程に配置されている授業科目については、4単位まで課程修了要件の単位数として算入することができる。

別表(1)—2・A (第14条)

社会福祉学専攻 博士後期課程 授業科目

	授業科目名	単位	授業を行う年次	必修選択の別	備考
共通科目	社会福祉学原論 社会福祉研究方法 社会福祉実践研究 (削除) (削除)	2 2 2	1 1 1	必修 必修 必修	
専修科目	社会福祉特別研究Ⅰ 社会福祉特別研究Ⅱ 社会福祉特別研究Ⅲ 社会福祉特別研究Ⅳ 社会福祉特別研究Ⅴ (削除) (削除)	2 2 2 2 2	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2	選択 選択 選択 選択 選択	
展開科目	研究・教育基盤研究 研究・教育実践研究 (削除) (削除)	2 2	2 2	選択 選択	

	(削除) (削除)				
研究科目	総合福祉特別研究指導	12	1—3	必修	

履修方法及び修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要となる単位として、共通科目から6単位、専修科目から4単位、展開科目から2単位、研究科目から12単位の合計24単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、博士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による修了試験に合格することによって、「博士（社会福祉学）」を授与する。

#### 別表(2)―1 (第10条)

##### 入学検定料

入学検定料	35,000円
-------	---------

#### 別表(2)―2 (第34条)

##### 研究生の選考料

研究生の選考料	10,000円
---------	---------

#### 別表(3) (第12条、第27条、第37条)

##### 学費

##### 博士前期課程入学生

##### 〔社会福祉学専攻〕

(単位：円)

区分 科目	本学卒業生	他大学卒業生
入学金	免除	200,000
授業料	700,000	700,000
施設維持費	100,000	100,000
合計	800,000	1,000,000

※ 3年制長期コースを履修する社会人入学生については、2年間の学費（授業料及び施設維持費）を3年間で分割納付するものとする。

##### 修士課程入学生

##### 〔心理学専攻・看護学専攻〕

(単位：円)

区分 科目	本学卒業生	他大学卒業生
入学金	免除	200,000
授業料	800,000	800,000
施設維持費	100,000	100,000

合計	900,000	1,100,000
----	---------	-----------

※ 3年制長期コースを履修する社会人入学生については、2年間の学費（授業料及び施設維持費）を3年間で分割納付するものとする。

#### 博士後期課程入学生

[社会福祉学専攻]

(単位：円)

科目	区分	本学卒業生又は本学修了生	他大学博士前期又は修士課程修了生
入学金		免除	200,000
授業料		700,000	700,000
施設維持費		100,000	100,000
合計		800,000	1,000,000

#### 別表(4) (第35条の2)

#### 科目等履修生の学費

(単位：円)

科目	金額	備考
入学検定料	10,000	
入学金	10,000	(登録料・年額)
授業料	15,000	1単位につき
実験・実習料	実費	

(注1) 入学金は、前学期、後学期又は通年の履修登録の場合も当該年度の年額とする。

(注2) 本学大学院（前期及び後期課程）修了生及び本学の学部卒業生については、入学金を免除する。

(注3) 本学大学院に在籍する者が、学部の科目の履修を希望する場合については、入学検定料、入学金及び授業料は、これを免除する。

ただし、免許・資格の取得を希望する者が、学部の免許・資格科目を履修する場合は、授業料を納入しなければならない。

#### 別表(5) (第34条の2)

#### 研究生の在籍料

(単位：円)

本大学院修了生及び本大学院博士後期課程を単位取得満期退学した者	100,000
本学学部の卒業生及び本大学院を退学した者	150,000
上記以外の者	300,000